

定期建物賃貸借契約書(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	項目等	修正前	修正後
1					<p>貸主 美浜町(以下「町」という。)と借主 ●●●●(以下「事業者」という。)は、町と事業者が2019年12月●日付で締結した「美浜町地域づくり拠点化施設整備事業 事業契約書」(以下「事業契約書」という。)に基づき、次の条項により借地借家法第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約書で定義された意味を有するものとする。</p>	<p>貸主 美浜町(以下「町」という。)と借主 ●●●●(以下「事業者」という。)は、町と事業者が2019年12月●日付で締結した「美浜町地域づくり拠点化施設整備事業 事業契約書」(以下「事業契約書」という。)及び「美浜町地域づくり拠点化施設整備事業 事業契約約款」(以下「約款」という。)に基づき、次の条項により借地借家法第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約書で定義された意味を有するものとする。</p>
2	1	2		(用途)	<p>第2条 事業者は、本物件を2019年8月●日に町に提出した美浜町拠点づくり施設整備事業の事業者提案に定める地域振興施設のうち飲食店、日用品・食料品販売所、農林水産直売所及び荷捌き室[、並びに●●●●[提案施設の提案内容に応じて記載]]の用途として使用するものとし、本契約の期間中、本物件の主たる用途については、他の用途には変更しないものとする。</p>	<p>第2条 事業者は、本物件を2019年8月●日に町に提出した美浜町拠点づくり施設整備事業の事業者提案に定める地域振興施設のうち飲食施設、日用品・食料品販売所、農林水産直売所及び荷捌き室[、並びに●●●●[提案施設の提案内容に応じて記載]]の用途として使用するものとし、本契約の期間中、本物件の主たる用途については、他の用途には変更しないものとする。</p>
3	5	16		(法令変更及び不可抗力に対する措置)	<p>第16条 町及び事業者は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったとき、若しくはその履行に当たり過分の費用を要すると認められるときは、<u>事業契約書</u> <u>事業契約約款</u>(以下「約款」という。)第89条、第90条、第92条、第93条及び第94条に基づき、対処するものとする。</p>	<p>第16条 町及び事業者は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったとき、若しくはその履行に当たり過分の費用を要すると認められるときは、<u>約款</u>第89条、第90条、第92条、第93条及び第94条に基づき、対処するものとする。</p>